

生協制度見直し検討会

第3回（H18.9.8）

資料2

ヒアリング時の参考人等の意見・要望の概要

地域生協（購買事業、利用事業）

I 員外利用

1 生協の本質

- 生協は組合員利用を前提にしているが、一般の消費者は生協の閉鎖性を感じている
- 生協の社会的役割が拡大すれば拡大するほど員外利用規制が問題になる
- 生協は組合員の相互扶助組織であるという基本的考え方は今後も変わらず、員外利用の見直しをすることはやぶさかでないが、あくまで組合員組織という理念の中で、それに反しない限りで行うべき。

2 員外利用規制についての基本的考え方

- 生協の閉鎖性を解消するために、定款に定めれば2割の範囲内で員外利用が可能となるようにすべき
- 員外利用の見直しをするのであれば、可能な場合を一つ一つ検証すべき。1割とか2割とか数量的な面だけで限定し中身を問わないとすることは適当でない
- 地域貢献については、生協でなければできないことなのかどうか、他の民間事業者も同じサービスができる事業なのかを分析して、民間にできることについて員外利用を緩和することには慎重であるべき
- 員外利用規制を緩和していいケースについては、法体系の中で個別具体的に限定列挙するべき

3 具体的な員外利用規制緩和の必要性

- 以下の事例について員外利用を可能とすべき
 - ・お試し利用（消費者として、生協の商品がどういうものなのかを試してみたら加入を判断することができないことは疑問）
 - ・災害時の物資供給支援等の地域貢献活動（生協の地域貢献活動は組合員

だけに限定することは現実的には不可能)

- ・ 行政からの委託事業（組合員のみ限定することは不可能）
- ・ 小中学校、保育所等の利用（児童に安心できる食材を提供したい）

II 県域規制

1 県域規制についての基本的考え方

- 組合員の日常生活感覚に即し、県域規制を撤廃すべき
- 車社会の現実の中で、車で10分も走れば県域を越えるという実態も多く、広域で生活圈や生協の活動範囲をとらえて問題なく、組合員サービスの向上にもポジティブに働くと評価している

2 具体的な県域規制緩和の必要性

- 組合員、消費者の生活実態からは「県を越えて生協を利用できない」ことは当然の疑問。生活圈としてあたりまえのように買い物は県境を越える
- 県境近くに店舗ができた場合や配送エリアの効率性などでの他県生協の利用などの見直しが必要
- 県内人口の減少及び組合加入率の到達点などから見て、今後の成長性確保の見込みは厳しく、県域を越えた生協間の連帯が必要。
- 県域規制を緩和することにより、経営管理や事業運営および人的配置の効率化をはかり、効率化された分を原資としてより組合員のくらしに貢献できるようにすべき
- 限られた店舗の中で、組合員の基本的な要求に応じていくためには、県域を越えた共同連帯により、店舗事業を強化していくことが必要
- 福祉事業を支える基盤は県内の生協全部をもってしても経営的に不可能であり、県域を越えた共同連帯ができるようにすべき

III 組織・運営規定

1 組織・運営規定についての基本的考え方

- ガバナンスを法制化することは、健全経営意識を強く自覚させ、社会的責任を強化する上で極めて重要
- 生協においても、ガバナンスの確立やコンプライアンス、経営責任、情報開示に関する制度の強化は必要である

2 役員組合に対する責任規定

- 会社法や他の協同組合法では役員責任が明文化されているが、生協では明文化されておらず、責任のあり方が曖昧。このため、役員責任規定を設けることが必要
- 購買生協には非常勤理事が多く、役員責任について一定範囲で免除できる仕組みが必要

IV 共済事業の兼業規制

兼業規制についての基本的考え方

- 共済事業との兼業規制は、各種事業を実施することにより組合員のくらしを総合的に守る生協と相容れないのではないか
- 購買事業との区分経理や日生協との共同引受、剰余金の積立、共済職員の資格認定制度など、組合員からみてもわかりやすく安心できる仕組みにより、対応できているのではないか
- 組合員の意識として、確実な支払が保証されていることも必要であるとの考え方はないのか

V 地域貢献の位置づけ

地域貢献の位置づけについての基本的考え方

- 生協の閉鎖性が多少なりとも緩和されるためにも、生協の地域貢献についてその位置づけを法的に明確にすべき

職域生協

I 員外利用規制

具体的な員外利用規制緩和の必要性

- 閉鎖的環境下で組合員へサービス提供しているという職域生協の特性にかんがみ、以下の場合について、員外利用規制の緩和が必要
 - ・母体企業の福利厚生施策として組合員本人への便宜供与を行う場合に、母体企業による利用を可能にすべき
 - ・労働組合のイベント等で組合員本人への便宜供与を行う場合に、労働組合による利用を可能にすべき
 - ・期間従業員、派遣労働者、社外応援者、海外研修生、来客等による利用を可能にすべき
 - ・海外赴任者への便宜供与を行う場合に、母体企業による利用を可能にすべき

II 区域規制

区域規制についての考え方

- 生協も職域だけではなく、職域・地域混合型も選択できるようになってもいいのではないか

III 退職者の組合員資格

退職者の組合員資格についての考え方

- 組合員が定年後に新たな保険に入り直すと高い比率の掛金になり、退職後も継続したいという希望があることから、退職者にも組合員資格を認めるべき

共済生協

I 見直し全般についての考え方

- 組合員による自治を基本とし、協同組合の特性を今後とも維持、発展していけるような法改正が必要
- 他の協同組合法における規定の整備状況を参考にしながら、契約者保護の制度を充実させていく必要がある

*

- 「一定の地域又は職域による人と人との結合であること」という要件が、生協が備えるべき固有の性格であり、「生協共済」と「保険」の差異の1つとなっている。また、農協が農業従事者を、中小企業協同組合（事業協同組合等）が中小企業を対象にしているのと比べると、組合員資格が幅広い点で異なる。

検討の際は、生協共済と保険の差異、生協共済と農協共済との差異等を考慮すべき

- 生協の共済事業について、保険業法並みの募集に関する法規制、健全性・開示に関する法規制等の導入が必要
- 募集規制や健全性規制等を実効性のあるものとし、消費者保護をしっかりと図っていく上で、監督体制の整備は重要
- 通達方式の指導監督ではなく、ガイドラインや監督指針といった形で基準を明確にし、公表する仕組みを用いることにより、行政監督の透明性を確保することが必要

*

- 保険業法と同様の監督・規制を設けた場合に、どのような支障があるのか
- 共済生協も多様であり、大規模なものや小規模なものもあり、保険業法と同様の監督・規制を設けた場合に支障が生じるか否かについては一概に言えない

II 具体的な見直しが必要と考えられる事項

- 組合員に信頼される保障の生協としての社会的責任を果たすため、情報開示や組合員保護の更なる充実、経営の健全性の確保の視点からの改正が必要
 - ・ 重要事項の説明など共済推進や契約締結に関するルール
 - ・ クーリングオフ制度の法定化
 - ・ 諸準備金の積立
 - ・ 一定規模以上の共済事業を行う生協について最低出資金制度の創設
 - ・ 経営情報の開示制度の充実
 - ・ 共済事業の譲渡や共済契約の包括移転 など
- 社会的責任も大きくなった今日の生協にふさわしいガバナンス体制の構築のための改正が必要
 - ・ 理事会・代表理事制の導入
 - ・ 員外監事を配置できるような見直し
 - ・ 外部監査の導入
 - ・ 共済計理人による関与等の仕組みの構築 など
- 高度情報化社会の進展や生活圏の拡大、交通網の発達など情勢の変化に対応し、組合員の利便性やニーズに対応できる事業運営を確保するための規定の整備が必要
 - ・ 共済代理店に関する規定の整備
 - ・ 共済金の最高限度の撤廃
 - ・ 県域制限、員外利用規制の緩和
 - ・ 共済事業規約認可手続の簡素化
 - ・ 再共済・再保険の拡大
 - ・ 職域生協における組合員資格の退職者への拡大 など
- 員外規制の緩和、県域規制の撤廃、組合員以外の者による共済募集については、「一定の地域又は職域による人と人との結合」という生協の性格を変質させ、保険と生協共済の違いをあいまいなものにするため適当ではない
- 県域規制の撤廃、員外利用規制の緩和については、具体的なニーズを

明らかにし、規制を適用除外するケースを明確化すべき

- 共済事業には現在のところ員外利用はない
- 保険契約者保護機構のような機関もない中で、それと同等の他の仕組みがなければ、共済金の最高限度額もおのずから制限されるべき